

浄化槽法定検査手数料の変更のお知らせ

浄化槽法定検査事業を取り巻く環境につきましては、これまで、消費税の導入や物価の上昇など事業の運営に関わる大きな動きがありましたが、検査の効率化やコスト削減など企業努力を重ねながら、30年以上検査手数料を据え置き運営してまいりました。

しかしながら、近年の大幅な物価の上昇の影響など、企業努力だけでは今後の継続した事業運営が極めて困難な状況となりましたことから、やむを得ず、次のとおり **来年度（2025年（令和7年））4月1日から検査手数料の一部を変更**することといたしました。

皆様にはご負担をおかけすることになりますが、今後も浄化槽検査事業の適正な執行に務め、生活環境や公衆衛生の保全是もとより、本道の優れた自然環境を維持するために重要な構成要素である水環境の保全に寄与してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

浄化槽法定検査手数料（2025年（令和7年）4月1日以降）

変 更 後	浄化槽の 処理対象人員	浄化槽法第7条 の規程による検査	浄化槽法第11条 の規程による検査	
		合併	単 独	合 併
	～ 20人	14,000	7,000	9,000
	21 ～ 50人	18,000	11,000	13,000
	51 ～ 100人	21,000	13,000	14,000
	101～300人	30,000	20,000	
	301～500人	40,000	30,000	
	501人～	50,000	42,000	

- ※ 100人槽以下の浄化槽が変更となります。
- ※ 101人槽以上の浄化槽は変更ありません。